

第3章 景観育成の基本理念

3-1 景観育成の基本理念

長野県は、峻険な山々とダイナミックな地形、豊かな森林や山麓が広がり、河川や湖沼等に恵まれた美しく豊かな自然景観や、農林業の生産活動、人々の生活、地域固有の歴史や文化が調和した田園景観は、それぞれに特色があり、信州ならではの魅力に満ちあふれています。このような信州の景観は、県民の誇りであるとともに、かけがえのない共有財産です。

近年の社会情勢や環境の変化により景観を取り巻く状況も大きく変化する中で、素晴らしい長野県の景観を未来につないでいくためには、多様な主体と連携し協働した取組を進め、信州の景観を更に磨き上げ、郷土愛や人とのつながりを生み出すことが大切です。

このような背景を踏まえ、景観育成の基本理念を次のとおり掲げます。

【景観育成の基本理念】

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

良好な景観は、「ここで暮らしたい」という愛着を育み、「行ってみたい」という行動につながります。県民一人一人が、地域で大切にしている資源や祭礼、イベントを守り、花壇づくりや地域の清掃活動等を行うことで、豊かな生活環境を形成し、自然や歴史的な景観と相まって、信州らしい景観が磨かれます。

このように、住まう人・訪れる人が「いいな！」と思う信州の景観を磨き、広めていきます。



高ボッチ高原からの諏訪湖
(塩尻市)



大岡芦ノ尻(長野市)



スイセンの群生と駒ヶ岳の雪形
(駒ヶ根市)

3-2 景観育成の3つのビジョン

今後、長野県が担うべき役割に基づき、ビジョン策定の5つの視点を踏まえ、将来に向けた景観育成のビジョンを次のとおり定めます。

ビジョン1(広域的な景観育成の視点)

観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく

- 広域景観の視点から複数のエリアを設定し、景観育成の方向性を明示する
- 広域景観の保全の仕組みを導入する
- 重点的に景観育成に取り組む地域を設定し、県と市町村が連携して景観育成を推進する

ビジョン2(身近な景観育成の視点)

身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む

- 生産地や地場産業等、地域固有の景観を保全し、ブランディングにつなげる
- 地域のアイデンティティーを尊重した景観保全の推進を図る
- 地域の景観特性を尊重した公共空間を整備し、質的向上を図る

ビジョン3(多様な主体との連携の視点)

あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく

- 県民、事業者、市町村、県など様々な主体が景観育成に参加し、磨き上げる
- 県民・行政職員を対象とした勉強会や交流の機会を通じ、景観への理解を底上げする
- 専門家の派遣や景観育成住民協定等、景観育成の取組を支援する

3-3 パートナーシップによる景観育成

美しい信州の景観を県民や来訪者が享受し、一人一人が信州の景観の良さを実感できるようにするために、県民、事業者（生産者も含む）、行政等が相互の役割を認識し、パートナーシップにより総合的かつ計画的に景観育成に取り組むため、国や自治体、来訪者や事業者等の協力・支援を得ながら、景観育成を推進します。なお、本県の地理的特性を踏まえ、県境のエリアにおいても景観育成の取組が必要となる場合には、関係機関との情報共有や連携について配慮します。

<期待される役割>

● 県民

- 県民一人一人が景観育成の主体であることを認識し、積極的に景観育成に取り組みます。
- 景観が社会的共通資本であることを認識し、景観資源を大切に保全します。
- 県及び市町村が実施する景観育成に関する施策に協力します。

● 事業者

- 事業活動を通じた景観育成の主体として、良好な景観育成に貢献します。
- 県及び市町村が実施する景観育成に関する施策に協力します。

● 来訪者

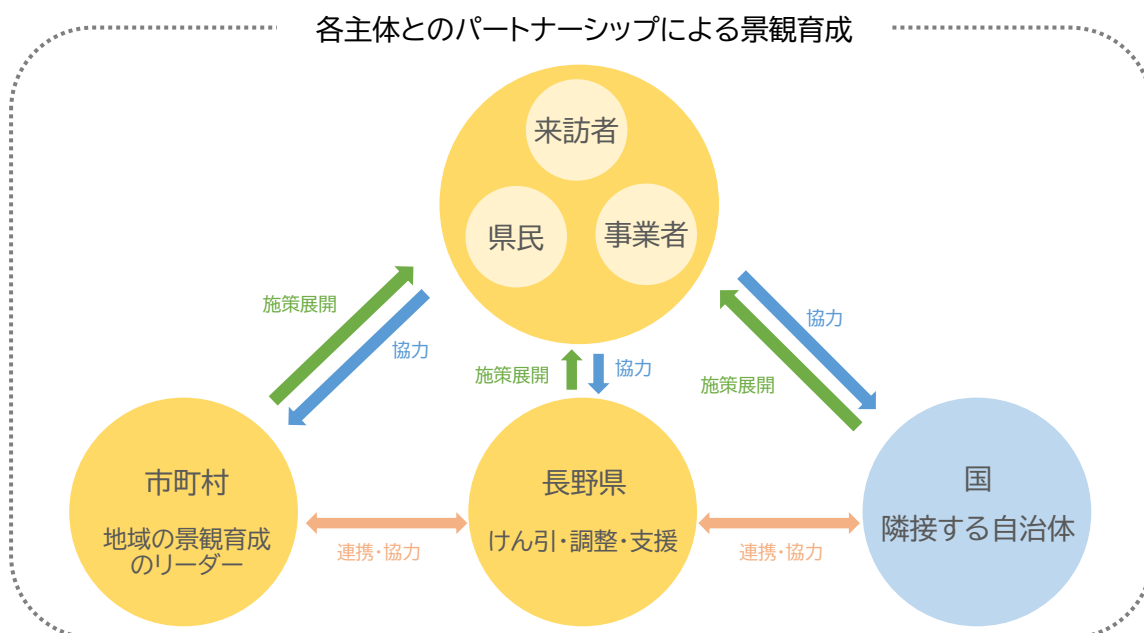
- 信州の景観を尊重し、その魅力を県内外に伝えるとともに、地域の景観保全意識を高める存在として景観育成に協力します。

● 市町村

- 県や県民・事業者と共に、地域の景観育成のリーダーとして、地域特性に応じたきめ細かな景観育成に取り組みます。

● 長野県

- 地域固有の景観を守り活かすため、広域的な視点から景観育成における諸調整を行いながら、景観育成をけん引します。
- 情報提供や技術的な助言等の支援を行い、各主体と連携しつつ、景観の底上げを図ります。

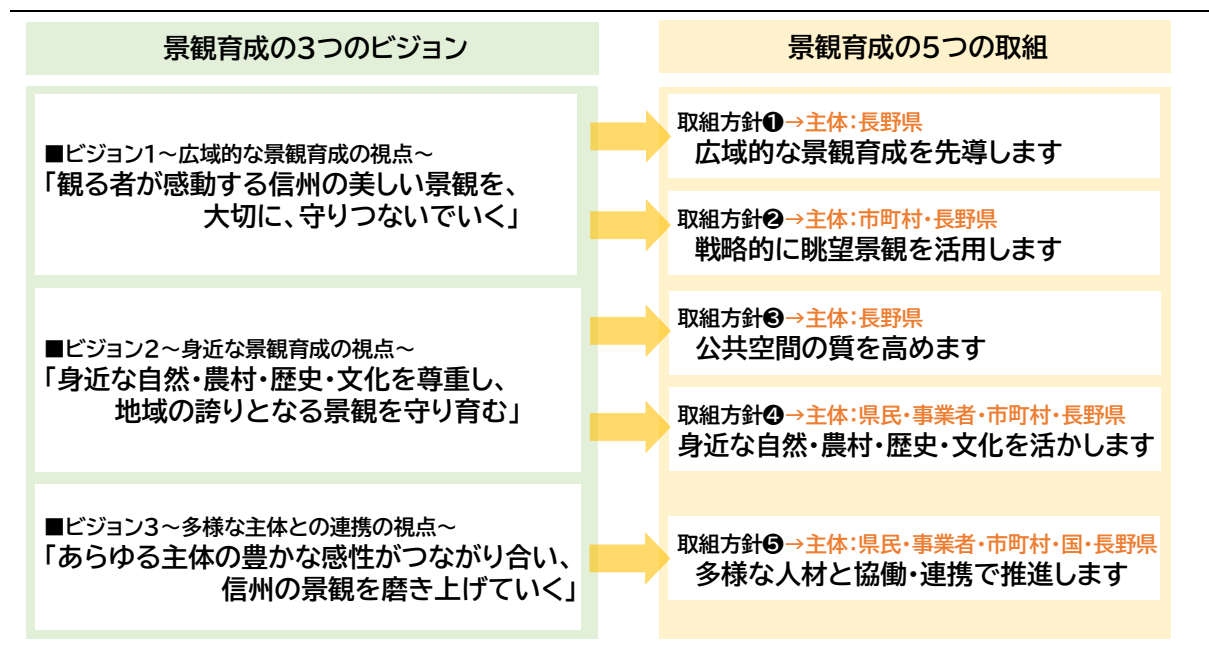


第4章 景観育成の5つの取組

4-1 ビジョンに基づく取組方針と方策

本章は、第3章の景観育成の3つのビジョンの実現のため、次の5つの取組方針を定めるとともに、取組方策を示します。県は、これまで取り組んできた景観育成の取組のほか、新たな取組の視点を加えることで、より発展的な景観育成に取り組めます。

なお、新たな取組方策は、**new** を付記しています。



4-2 ビジョン1に基づく取組方針と方策

■ビジョン1～広域的な景観育成の視点～
「観る者が感動する信州の美しい景観を、
大切に、守りつないでいく」

取組方針① →主体:長野県
広域的な景観育成を先導します

取組方針② →主体:市町村・長野県
戦略的に眺望景観を活用します

取組方針① 広域的な景観育成を先導します

長野県は、山々が連なる地形的特徴から市町村界を超えて一定のまとまりのある広域的な景観が形成されています。このような景観の魅力を高めるため、広域的な景観特性を有している地域の市町村が連携協力した景観育成を進められるよう、その検討や取組を先導します。

【各主体に期待される役割】

- ・県民、来訪者、事業者等:地域固有の景観資源を認識し、積極的な景観保全と育成に努める
- ・市町村:広域的な景観の価値を維持向上させるため、近隣市町村と連携・協働することにより、広域景観エリアの価値向上に資する取組を推進

【県の役割】

- ・地域の個性を尊重し広域的な景観育成を図るため、広域景観エリアを設定し、エリアごとの市町村と広域景観育成を検討する場を設け、市町村と連携・協働

取組方策①-① 景観法制度を活用した景観誘導

長野県は、信州の景観の骨格や顔となる景観育成、地域ごとの独自の景観育成を進めるため、歴史的まち並み保存等の関連制度の活用その他、重点的に景観の育成を図る地域を景観育成重点地域に指定し、景観法に基づく届出制度等を通じて景観育成を図ります。



高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域

取組方策①ー② 広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組 new

長野県は、市町村の区域を超えた一定のまとまりのある広域的な景観育成を推進するため、広域的な地域の成り立ち等を踏まえた次の視点に基づいて 12 の広域景観エリアを設定します。

また、広域における調和のとれた良好な景観育成を図るため、必要な協議を行う場として、県及び関係市町村で構成する広域景観協議会を設置します。

●広域景観エリア設定の考え方

- ・景観施策の展開や地域的なまとまりを踏まえ、地域振興局の 10 単位を基本に検討する
- ・地形や景観的な特徴により、地域振興局の単位によりエリア設定が難しい場合は、景観特性のまとまりや地形地物等の適当な位置で分けを行う
- ・既往の景観育成重点地域の指定状況を踏まえ、広域景観の一体性を考慮する

地域振興局の 10 単位

+

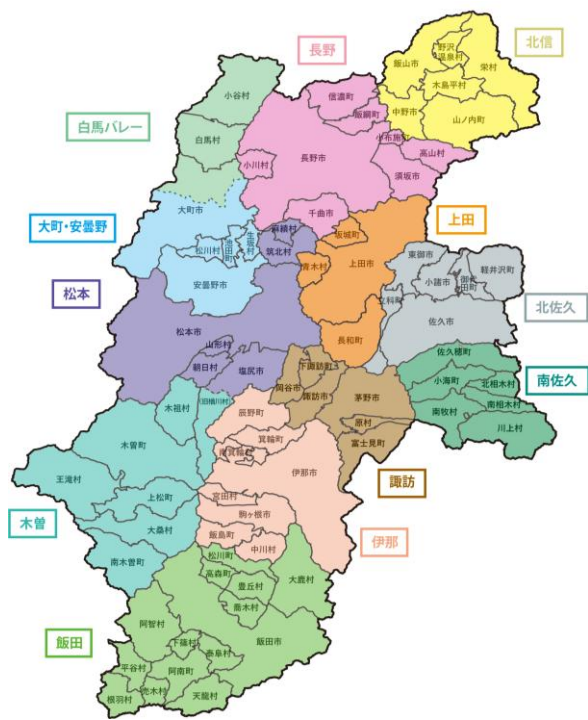
地形的特徴
景観的特徴

+

重点地域の指定状況

=

12 広域景観エリア



エリア名称	対象市町村
北佐久	小諸市、佐久市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町
南佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町
上田	上田市、坂城町、長和町、青木村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、筑田村
飯田	飯田市、松川町、高森町、喬木村、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下篠村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村
木曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、塩尻市(旧檜川村)
松本	松本市、塩尻市(旧檜川村地区以外)、麻績村、山形村、朝日村、筑北村
大町・安曇野	大町市(白馬バレーを除く地域)、安曇野市、生坂村、池田町、松川村
白馬バレー	大町市(仁科三湖周辺)、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

図表 広域景観エリアの名称と対象市町村

広域景観協議会は、広域景観エリアの景観特性や大切にしたい特徴等を共通化し、関係する市町村と県がエリアの価値を高めるための取組を検討し、関係市町村の理解と協力の下で取組を進めます。

●広域景観協議会において想定される協議内容の例

- ・広域景観育成上重要な眺望点の指定に関する事
- ・広域景観エリアにおける景観誘導施策に関する事
- ・景観影響評価(景観アセスメント)制度の届出基準等に関する事
- ・景観育成重点地域及び広域景観育成重要ゾーンに関する事 など

なお、あらゆる主体が共通認識を持ちながら景観育成に取り組めるよう、第 5 章「広域景観エリアの景観育成方針」において、広域景観エリアごとの景観育成の方向性を示します。

取組方策①－③ 重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定 new

良好な広域景観の育成を進めるために、各広域景観エリアの土地利用の状況や景観上の拠点となっている箇所を把握し、景観育成の積極的な取組を行う広域景観育成重要ゾーンを設定します。設定された広域景観育成重要ゾーンは、戦略的な眺望景観の活用や公共空間の質の向上、身近な自然・農村・歴史・文化の活用など、広域景観の育成に資する方策の導入や景観計画に基づく重点地域の指定等を通じて、景観育成を進めます。

なお、これらの検討は関係市町村とともに協議を行い、地域の実情に見合った景観育成を進めます。

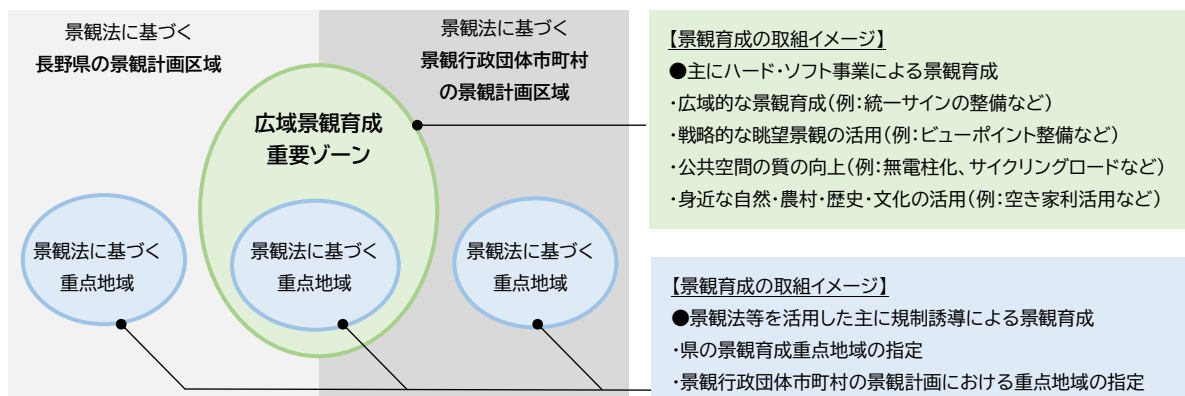


図 広域景観育成重要ゾーンと景観法等制度の関係性、取組イメージ

取組方策①－④ 広域景観エリア内の統一案内サイン等整備 new

県は市町村と連携し、地域の特徴を踏まえた統一案内サインの整備を検討します。統一案内サインは目的地等を伝える情報ツールであるほか、その地域の特徴や個性を踏まえたデザインとすることで、観光振興はもとより地域のブランディングにもつながるツールとして期待されます。

取組イメージ



木曽広域連合における公共サイン整備事業

取組方針② 戦略的に眺望景観を活用します

長野県は、豊かな地形により育まれた多様な眺望景観が見られ、これらの眺望景観は県民の暮らしを彩るとともに、来訪者を引き付ける魅力となっています。このような眺望景観を地域の価値向上につなげるため、県と市町村が連携して眺望景観を戦略的に活用する取組を進めます。

【各主体に期待される役割】

- ・県民、来訪者：ビューポイントを来訪し、その情報を共有・発信するとともに、景観の維持保全などに協力
- ・事業者：眺望景観の保全やビューポイントの維持管理などへ協力やコンテンツ開発などに活用
- ・市町村：認定・指定されたビューポイントの維持管理や環境整備、情報発信

【県の役割】

- ・眺望できる場を活用した景観影響評価(景観アセスメント)制度を創設し眺望景観を保全
- ・価値のある眺望景観を望める場を認定・指定し、維持管理や環境整備、情報発信などへの支援

取組方策②-① ビューポイント(眺望点)の指定・認定、情報発信

信州の景観は、平や谷を分節している山岳からの見晴らしや、平や谷から山岳への見通しなどの雄大な眺望景観が特徴となっています。このような良好な眺望景観を望めるビューポイントを活用した景観育成方策を講じるため、県と市町村は、不特定かつ多数の者が利用できるビューポイントの掘り起こしや、地域の重要なビューポイントの指定等を行います。

指定等されたビューポイントは、デジタル技術も活用しつつ、県のホームページや眺望カードの配布、各種イベント等において情報発信を進めます。

表 眺望点、信州ふるさとの見える(丘)の関係性

※令和7年4月現在

制度名称	概要	備考
眺望点	地域にとって重要な景観の眺望が可能で、不特定多数の者が利用することができること、かつ、眺望点を管理する者が明確で適正な管理が行われていると知事が認める地点を指定	160箇所※ 令和2年度より制度を開始
信州ふるさとの見える(丘)	「信州らしさ」や「ふるさと」が実感できる農村風景であり、不特定多数の者が展望でき、休憩箇所としても利用できるビューポイントを知事が認定	63箇所※ 平成25年度より制度を開始

取組方策②-② ビューポイントから眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議

指定された眺望点や信州ふるさとの見える(丘)は、景観法に基づく県の届出制度において、規模の大きい建築物や電気供給施設、太陽光発電施設の建設行為等を行う場合には、ビューポイントからのシミュレーション画像等の提出を義務付けており、今後も景観への影響を事前に確認し、協議を実施していきます。



シミュレーションによる景観協議

取組方策②－③ 信州の自然環境を活かした景観整備

信州の自然は重要な景観資産であり、来訪者が信州の景観を評価する重要な要素です。そのため、豊かな自然環境を活かした地域の魅力向上を図るため、県は市町村と連携し、地域の景観に合致した森林整備や巨樹・古木などの保存や視点場整備等を推進し魅力向上を図ります。

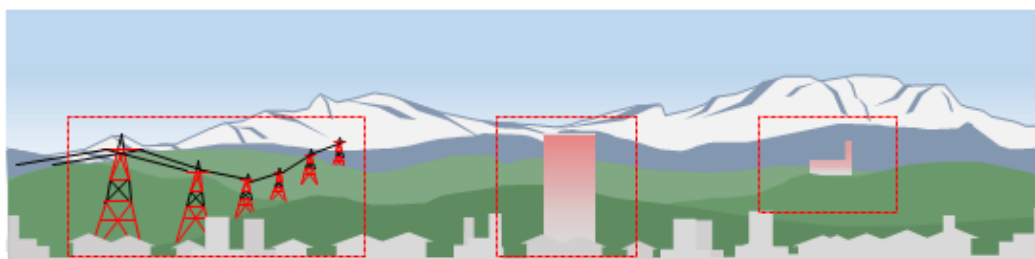
取組方策②－④ 景観影響評価(景観アセスメント)制度の創設・運用

new

大規模な建築行為等は周辺への景観的な影響度合いが大きいことが想定され、行為地によっては、市町村界をまたぐ広域的な景観調整が必要となることが想定されます。

これらに対応する取組として、既に指定、認定されたビューポイント等の中から広域景観調整のための眺望点（以下「広域景観眺望点」という。）として指定し、大規模な建築行為等に対して市町村の区域をまたぐ景観調整制度である景観影響評価（景観アセスメント）制度の創設・運用を目指します。

広域景観眺望点の指定については、予めその地域の広域景観要素を整理の上、既に指定、認定されたビューポイント等の中から広域的な景観調整が必要なものを選定し、広域景観協議会で協議します。



- ・近景から遠景に連続する構造物や遠景の山並みを分断する構造物
- ・中景、遠景部の周囲の景観に違和感を生じさせる構造物

図 周辺への景観的な影響度合いの大きい行為のイメージ

【広域景観眺望点の選定基準イメージ】

- ・視点場へのアクセスが容易で、公共性が高く、認知度がある場所であること
- ・視点場の整備が行われている又は今後、整備を行う予定のあるもの
- ・当該広域景観を象徴する眺望景観であり、眺望範囲が複数市町村にまたがるものであること

広域景観眺望点の眺望範囲を設定し、その計画が生じさせる景観への影響度合いをシミュレーション等により可視化させ、周辺住民や市町村との広域景観の調整を機能させます。

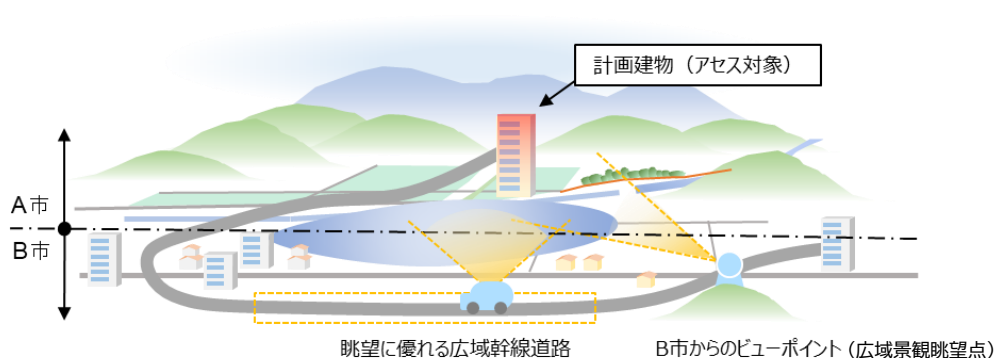


図 景観影響評価(景観アセスメント)制度の対象イメージ

取組方策②-⑤ ビューポイントの滞留空間等の整備へ向けた検討 new

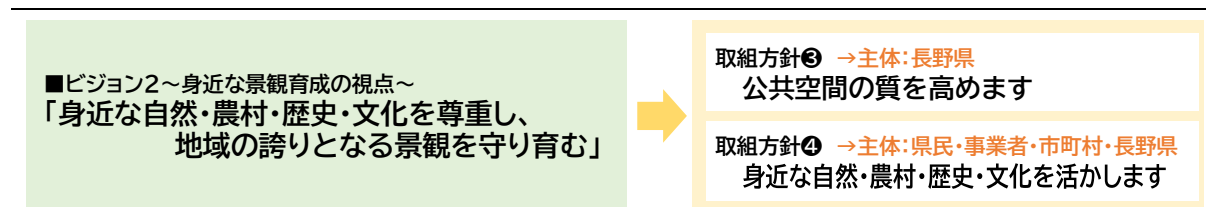
指定、認定されたビューポイントは、地域の景観を楽しむ場であり、観光資源となりうる場でもあることから、その環境づくりは大切です。そのため、県は市町村と連携して、ビューポイントからの眺望を説明するサインやベンチ等の滞留空間の整備に向けた検討を行います。

取組イメージ



福島県の県道7号沿いにおいて、磐梯山への眺望の視点場の滞留空間及び電線類地中化の整備事例

4-3 ビジョン2に基づく取組方針と方策



取組方針③ 公共空間の質を高めます

道路、公園、河川、公共建築物等の公共空間は、誰もが利用できるものですが、長野県の景観の「質」を感じ取る重要な場所でもあります。県と市町村は、人が集い、個々が思い思いの過ごし方ができる居場所としての役割を念頭に公共空間の質を高めます。

【各主体に期待される役割】

- ・県民(土地所有者)、来訪者、事業者:県有施設の整備に協力し、整備後はその施設を積極的に利用し、景観育成に資する活動への協力
- ・市町村:重要な地域の景観育成を地域の関係者と積極的に進めるとともに、当該地域で重要な県有施設の景観の質の向上に向けた取組を県と積極的に協議・調整

【県の役割】

- ・県有施設の景観の質の底上げを図るため景観協議の仕組みづくりを行い、公共施設のデザイン指針等を活用しながら、全体的な底上げとメリハリのある公共施設の景観の質を向上
- ・地域の景観の骨格となる道路や河川、公園などの公共施設、激甚化する災害に対応した土木構造物等の景観へ大きな影響を及ぼす行為の景観の調整を先導して対応

取組方策③-① 公共事業景観育成指針の運用

道路や河川、公園及び建築物等の公共施設は、良好な景観育成の規範として、先導的な役割を果たすため、県は公共事業景観育成指針に沿って景観育成を推進します。なお、策定から10年以上が経過している本指針は、公共事業の社会的な動向や新たな技術等に対応させるため、必要に応じて改定の検討を行います。

取組方策③-② 景観重要公共施設の指定の推進

地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として指定を目指します。計画段階の場合でも、地域の景観への影響が大きく、その主要な要素となると見込まれる施設は、当該施設管理者が定まっており、必要な協議及び同意がなされた場合は、景観重要公共施設として位置づけ、積極的に良好な景観育成に努めます。

取組方策③-③ 無電柱化等の整備の推進

県は電柱や電線類の景観配慮整備は、沿道環境や周囲の景観特性、コスト等を踏まえ、整備手法を選択し計画的に整備を推進します。

街路整備や面的な開発行為を行う場合は、計画段階から無電柱化の検討がなされるよう努めます。また、実現にあたっては、景観重要公共施設の指定や各種補助制度の活用なども視野に入れ、事業主体が取組を進めやすい環境づくりに努めます。

取組方策③-④ 広域的な公共整備の景観協議の仕組み

new

県では、道路、河川、公園及び建築物等の公共施設について、良好な景観育成の規範として公共事業景観育成指針を用いて公共事業の質の向上を図ってきましたが、近年激甚化する災害に対応した公共事業の発生や都市再生に資する公共事業への期待の高まり、地域が関わりを持つ施設のあり方など、公共事業の進め方は複雑化しています。そのため、多面的な機能を持たせつつ、良好な景観育成を先導する公共事業とするため、計画の構想から、設計、施工、維持管理までの段階ごとに、専門家の意見を取り入れながら景観育成を図る仕組みづくりを検討します。

取組方策③-⑤ 県有施設の高質化整備の仕組み

new

道路、河川、公園及び建築物等の公共施設は、計画時の様々な基準や要件から統一化されたデザインにより地域の景観やまちづくりに適さない場合があります。

そのため、景観上重要な地域においては、県有施設を景観重要公共施設に指定するとともに、当該指定を受けた県有施設の補修や再整備等においては、その場所の特性を踏まえたデザインとなるよう、県有施設の高質化整備の仕組みづくりを検討します。



八王子市景観計画の重点地区内の河川護岸の再整備にあたり、東京都と市が連携した事例

取組方策③-⑥ 魅力的な道路・沿道空間の整備

道路や沿道空間は移動するための機能に留まらず、長野県の魅力的な景観を連続しながら眺望できる景観上重要な存在です。通常のメンテナンスはもとより、地域のボランティアによる維持活動など、日頃から適切な維持管理に努めます。

取組方針④ 身近な自然・農村・歴史・文化を活かします

身近な自然・農村・歴史・文化が感じられる景観は、人々の生活や生業が今日まで続くことで守られ、醸し出されてきたものです。人口減少や高齢化の進展等に伴う課題に対し、景観の観点も加味した取組を推進することで、これまで守りつないできた景観の継承に努めます。

「身近な景観育成の方策」

取組方針④－① 景観育成住民協定制、景観協定制の運用

景観育成住民協定制や景観法に基づく景観協定制の支援・推進に努めます。なお、景観行政団体の市町村の区域における景観育成住民協定の認定等の支援は、当該市町村の意向を尊重します。

近年、担い手の高齢化等により存続が困難な協定締結地区も生じており、制度のあり方を見直すなど、持続的な協定制の構築を検討します。

取組方針④－② ふるさと信州風景 100 選等の継承に向けた仕組み new

地域固有の歴史や文化が調和した信州の農村景観は、地域それぞれに特色があり、信州ならではの魅力に満ちあふれています。県は、このような風景を再発見し、魅力を県内外に発信するため「ふるさと信州風景 100 選」を選定し、情報発信を行ってきました。

県は、風景の維持・向上を図る活動の支援や、風景の中で見られる道路や河川の工作物、ビューポイント等を優先的に景観に配慮した整備を行うなど、優れた風景を後世に継承することを目指します。

取組方針④－③ 信州まちなかグリーンインフラの推進

都市化の進展によるみどりの減少により「持続可能な社会の構築」「都市防災におけるみどりの重要性」「緑化意識の継承」の観点から都市におけるみどりの重要性が高まっています。都市施設や土地利用において、みどりの多様な機能の活用を図る“まちなかグリーンインフラ”の推進を図り、うるおいある魅力あふれるまちづくりを目指します。

「産業景観の育成の方策」

取組方針④－④ 長野県農村景観育成方針の展開

県は、美しく豊かな農村風景を守り育てる主体を維持、確保することを目的に、「持続性のある農林業の実現」「魅力ある農村風景づくり」及び「都市と農山村の連携交流」の好循環を目指す「長野県農村景観育成方針」に基づき、農村風景の保全・育成に努めます。

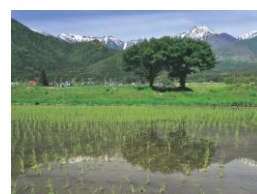


取組方策④－⑤ 農業や林業等の自然的な景観の育成

農業や林業等の自然と共生する生業が醸し出す景観は、その担い手によって保たれている一方、人口減少や高齢化の影響が懸念されていることから、県は、美しい自然の魅力発信や保全活動を支援するとともに、関わる主体の間口を広げるため体験や研修などの多様な機会の提供に努めます。

取組方策④－⑥ 産業と結びついた景観の継承 new

信州の景観特性の一つである農林業の生産地やその加工製造業の景観は、信州らしさやふるさとを感じられるアイデンティティとなる景観であるとともに、来訪者を誘引する場として観光業の観点からも関心が高くなっています。しかし、生産者の高齢化や担い手不足、生産品の経済的な循環が滞るなど、今後このような景観が損なわれる可能性があります。そのため、県関係機関と個別事業を連携・調整しながら、生産物や地域の価値の向上の好循環となるような仕組みづくりを検討します。



「景観資源の保存活用の方策」

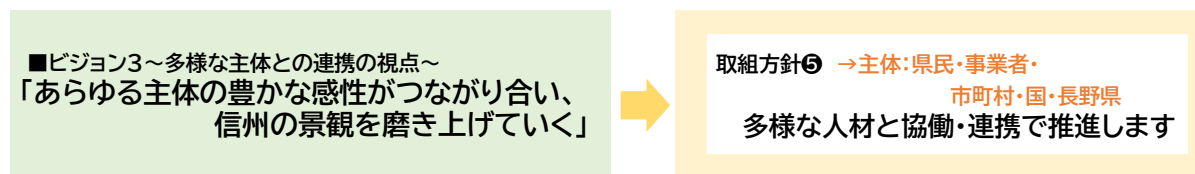
取組方策④－⑦ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進

地域の景観を構成する主要な要素の一つである建築物や工作物、樹木について、県は市町村と連携し、当該所有者との協議及び同意に基づき、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定を進め、地域の景観育成の核として、その維持保全や継承に努めます。

取組方策④－⑧ 景観資産の指定、保全の推進

地域の特性を活かした広域的な景観の育成を図るため、県と市町村は連携して広域的な景観育成に資する建造物や樹木、遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等を景観資産として指定し、景観資産に影響を与える行為の届出等を通じて、その保全に努めます。

4-4 ビジョン3に基づく取組方針と方策



取組方針⑤ 多様な人材と協働・連携で推進します

長野県は、平成18年の長野県景観育成計画の策定当初から市町村や県民、土地所有者、事業者等の様々な主体と協働する「景観の育成」を掲げ、取組を進めてきました。人口減少や高齢化の進展に伴う担い手や財源の減少等に対し、多様な人材と協働・連携する取組を進めます。

【各主体に期待される役割】

- ・県民(土地所有者):身近な暮らしの景観を維持したり、景観に関する取組へ積極的に参加したりするなど、身近な景観育成に資する活動への協力
- ・来訪者:良質な景観地を訪れたり、その情報を友人・知人、SNSなどで共有したり、景観育成に資する活動への協力
- ・事業者(生産者):市町村をはじめ県、国の取組へ協力するとともに、景観育成に貢献する日常的な事業活動や景観育成の課題解決につながる地域貢献活動への協力
- ・市町村:景観法や関連法令等の活用や県民、来訪者、事業者等と連携しながら地域の景観育成につながる取組を推進

【県の役割】

- ・個々の市町村と景観育成に対する考えの共有化を図りつつ、市町村と県の役割を整理し、多様な主体と連携・協働による景観育成の方策を検討
- ・本ビジョンの進捗管理や県土の景観の変化を踏まえつつ、必要な施策を検討して実施

取組方策⑤-① 景観にまつわる表彰制度の運用

長野県ならではの景観やその景観育成に関わる活動を表彰する仕組みを運用し、景観育成に関わる方々の意欲向上や情報発信を通じて長野県の景観イメージを高めます。



景観にまつわる表彰(“信州の木”建築賞)

取組方策⑤-② 景観教育の導入

景観育成の担い手である子ども達を対象に景観にまつわる学びの機会の提供を図ります。

県は出前講座の実施や、小中学校と連携し子ども達が景観に触れる機会の創出に努めます。



小学校への出前講座の様子(景観学習)

取組方策⑤-③ 長野県の景観に関する情報発信

長野の景観の魅力や場所、景観育成の取組等を広く伝えるため、県のホームページのほか、SNSなどを活用し、情報を発信します。

情報発信は、県民や来県者、事業者など多様な主体による情報発信を念頭に、デジタルデータの活用を推進します。



県公式 SNS での情報発信

取組方策⑤-④ 市町村が主体となった景観行政の実現

景観法の施行により、市町村が景観行政団体に移行し、その地域の特徴を尊重した独自の景観育成の取組を可能としました。市町村が新たに景観行政団体に移行する際は、より実効性のある景観行政が実現できるよう、これまでの取組の継承や、必要に応じて隣接する市町村との調整を行います。

また、県内の屋外広告物の景観誘導は、独自の屋外広告物条例を持つ市町村を除き、長野県屋外広告物条例により規制・誘導が図られています。県は、屋外広告物条例の基準等の整備や取扱いの調整、景観行政団体市町村の屋外広告物条例制定の相談支援など、屋外広告物行政の適切な運用ができるよう努めます。また、業界団体と連携し違反広告物の防止や広告物の維持保全を推進し、屋外広告物の適切な設置・維持に努めます。

取組方策⑤-⑤ 景観法令等に係る事務手続きの見直し

建築物や工作物等の技術は日々進歩しており、計画検討時に想定していなかった景観に影響を及ぼし得る行為が生じています。今後もこのような景観に影響を及ぼし得る新たな行為が生じることが予想されるため、県は、適宜基準の見直しや手続きを追加するなど、法令に基づく実効性のある運用を図るため、必要な見直しを行います。

また、景観行政団体市町村間での基準や運用等を調整するため、必要な情報交換の機会を設け、景観法令等の適切な運用に努めます。

取組方策⑤－⑥ 中間支援組織や景観整備推進法人との連携

市町村と県民を含めた事業者等が連携した景観育成を進めるため、県は、建設分野や屋外広告物等の業界団体といった関係団体、中間支援組織である UDC 信州、景観法に基づき指定した景観整備推進法人などと連携し景観育成を進めます。

取組方策⑤－⑦ 景観専門家の派遣制度の改定、運用

地域における自律的な景観育成、県による先導的な景観育成の取組において、地域特性に精通した専門家や景観に係る様々な分野における高度な知識と感性を有する専門家のもと、個性豊かな景観育成を進めることが重要です。そのため、景観デザイナー派遣制度の見直しを行い、地域に根差して継続的に参画できる専門家の派遣に加えて、民間事業や公共事業等の景観協議において助言・指導できる専門家の活用、育成を図ります。



景観デザイナーの派遣

取組方策⑤－⑧ 新たな景観育成の財源の検討 new

景観行政を持続的に推進するうえではその財源の確保が必要となるため、県は、ふるさと納税制度の活用やまちづくりファンドの創設など、新たな景観育成の財源の確保に向けた検討を進めます。

参考:景観育成の取組方策の一覧

県は、これまで取り組んできた景観育成の取組方策に加え、新規に取り組む景観育成の取組方策を加えることで、次のステージの景観行政に取り組めます。

取組方針	取組方策	
① 広域的な景観育成を先導します	① 景観法制度を活用した景観誘導 ② 広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組 ③ 重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定 ④ 広域景観エリア内の統一案内サイン等整備	
② 戦略的に眺望景観を活用します	① ビューポイント(眺望点)の指定・認定、情報発信 ② ビューポイントから眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議 ③ 信州の自然環境を活かした景観整備 ④ 景観影響評価(景観アセスメント)制度の創設・運用 ⑤ ビューポイントの滞留空間等の整備へ向けた検討	
③ 公共空間の質を高めます	① 公共事業景観育成指針の運用 ② 景観重要公共施設の指定の推進 ③ 無電柱化等の整備の推進 ④ 広域的な公共整備の景観協議の仕組み ⑤ 県有施設の高質化整備の仕組み ⑥ 魅力的な道路・沿道空間の整備	
④ 身近な自然・農村・歴史・文化を活かします	身近な景観育成の方策	① 景観育成住民協定制度、景観協定制度の運用 ② ふるさと信州風景 100 選等の継承に向けた仕組み ③ 信州まちなかグリーンインフラの推進
	産業景観の育成の方策	④ 長野県農村景観育成方針の展開 ⑤ 農業や林業等の自然的な景観の育成 ⑥ 産業と結びついた景観の継承
	景観資源の保存活用の方策	⑦ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進 ⑧ 景観資産の指定、保全の推進
⑤ 多様な人材と協働・連携で推進します	① 景観にまつわる表彰制度の運用 ② 景観教育の導入 ③ 長野県の景観に関する情報発信 ④ 市町村が主体となった景観行政の実現 ⑤ 景観法令等に係る事務手続きの見直し ⑥ 中間支援組織や景観整備推進法人との連携 ⑦ 景観専門家の派遣制度の改定、運用 ⑧ 新たな景観育成の財源の検討	